平成２３年（フ）第４６９２号
東京都葛飾区東金町５丁目45―７　第１水明荘103
債務者　齊藤結花美
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６９３号
埼玉県さいたま市南区文蔵３丁目26―10―201
債務者　高橋　純一
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６９４号
東京都港区南麻布４丁目３―１―404
債務者　深石　貞子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第４６９９号
東京都品川区西大井２丁目３―４―505
債務者　坂井エミ子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月７日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９５号
横浜市金沢区並木１丁目２番１―414号
債務者　近藤ヨシオこと　コンドウヨシオ
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６３９号
横浜市泉区和泉町698番地の１
債務者　田崎　好治
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７６４号
横浜市緑区長津田みなみ台６丁目23番地13　タブリスみなみ台103号
債務者　大石　明香
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８３３号
横浜市都筑区見花山９番14号　中山ビューテラス101
債務者　三枝　寿夫
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８３４号
横浜市都筑区見花山９番14号　中山ビューテラス101
債務者　三枝小百合
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３４号
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎745番地５
債務者　松谷　　毅
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３５１号
東京都府中市天神町４丁目12番地１―306
債務者　久保　　隆
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月８日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第３８１号
東京都東村山市富士見町４丁目10番地８ローズウエストＢ101
債務者　久保木麗子
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月８日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２４８号
大阪府吹田市高野台２丁目３番Ｂ38―201号
債務者　中田　正美
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２１０２号
大阪府寝屋川市池田西町２番５―201号
債務者　奥野　真澄（旧姓力石）
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２２１５号
大阪市平野区加美正覚寺３丁目11番３―511号
債務者　森本　和之
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５９号
東京都調布市富士見町１丁目８番地59天沼第２ビル302
債務者　添田　千夏
1　決定年月日時　平成23年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部